古語記

本佐録共

全一

津田文庫
文庫1
1525

宮城県立図書館

正信記

世に家康公の事を記せる書多けれども
述作の人歴々武時天下を治乱國家を盛
衰人君の存亡万民の苦楽いろいろ所々記
かと雖も事の始やや中尋の時分まで
の事夜昼仕習ひ者の人ふ尋ぬるまさに世上の
人の世をあるべき見ゆと一筋道利ちんよりなる
山返三五月十四日真道利孫書ものとかうして
山返三五月十四日の時 利孫たるべきやはたてかう書

つだ文庫
平井文庫

花相応しき也　前の上絵の後弾勝に
思召ハ松花堂にて四郎見有し此ゟ此書ハ書
在所後也其二田男一の御子は寺 木下家 ゟ
のりし小河隆当家の境戸田藤右衛門七十年の事に
して後号 京二条下る枝木町東頬に隠遁し
法名 佛道の奉達
思ハ杉本に如此を添へて此書を添へ置し
時家賀を遣すは何読出し子息孝伯へ
別事を亭今ニ向ニ而仕甘しにより而解けるに

言家なくして備を有りも他見用に随の有者也
其中後には正信子息在之あり上件の今は何の理ま也
戸田備後守仕候事守の内の方猶也此書
正信記と言也名有る秋上の時は余外類無し
敷書を記るは後世の久世の人すして本有
家康ハ大将たる百年也此事は後あり顕して後世ハ
家康公の家を継ぐにかはれのまゝ也
天道に在る事

道は神よりあたへたまふ天地の間にあるべきこと
なれば神は天の道なり天の道は人の心に
あるべきこと
なれば人の心は天地の間を
をさめ長ずるを本とし天下を治る人
天の道は日本のみにあらず唐土にも
日本の道は唐土にも
通ずべきことわりなり
日本の人は
日本の道を
知るべし
唐の人は
唐の道を
尋ぬべし

而して道とは天台宗にいふ仏法を天道の一分として
神道をもて主とし儒をもて輔とし仏法を
今日本の儒者仏法をもて輔とし
内よりして外に及ぶ天道の利益
手をもつて唐の法国を
て四百年あまりを治る代こそ
神代の始まり代代天下
天下治ること
代二代にして亡ぶる
人の始まりと云人
日本

然るに異国なれハ唐人ゑて云にハ唐も日本も上
古の末代迄の心を智りハ天道を知るを知
られし心の学し飛を学ても天下国家ニ
治天道を知て天下を治る時も人を学をし飛
を学者として自然ニ天下治りて安楽なり
云其時唐人に付て此天道の理を得より私の
心ニあらさるもハ口伝にありてそれハ云の妙ニ
至すもの學をしるも学文高上の人ニは天道の
理の時をしるハうまれ也大形ハ書物信れしも吉

ニの理れ無てうんあり但天無理之ましく理道を云ふるの
心者を窮する事
天下をおさむる人ハ無を正無し意を誠にして天下
泰平に万人安穏の政を行時ハ天道ニかなふ
君和親に好める所の業務を極め万人恨を
かくるハ天道ニ天下をもつてとられ先祖の名
絶えし又民ニうしなひ七ニ至る事ハ尭
舜ニ天位をゆつり給ふ時の語に曰咨爾舜
天之暦数在爾躬允執其中四海困窮天禄

[illegible]天地[illegible]より[illegible]堯舜[illegible]
[illegible]天下を濟る神の[illegible]
[illegible]人世治[illegible]て天[illegible]と濟りの[illegible]也此語
の心は天道より[illegible]天下をあつかりの[illegible]也天子
[illegible]天下を治天理を行し天下の民を安樂に
治[illegible]て[illegible]万民困窮[illegible]
[illegible]所[illegible]世治[illegible]
行[illegible]人[illegible]とし[illegible]其[illegible]世一治味
[illegible]今日本[illegible]世[illegible]理

[illegible]皆[illegible]四百[illegible]治世[illegible]一学也
堯舜の[illegible]世[illegible]一学則天理の日本[illegible]仏法[illegible]
[illegible]前神代[illegible]堯舜の[illegible]て天下を治
[illegible]時[illegible]三千年[illegible]代て天下を[illegible]
其後仏法を堯舜の道[illegible]神道[illegible]
日本を[illegible]法[illegible]道[illegible]は天理の一[illegible]
[illegible]て[illegible]に[illegible]て[illegible]
神武[illegible]
[illegible]

天下を失ひ給ひぬ唐も天子なり人倫堯舜の道を行
ひ天下を治る時は久しく保つ又老子莊子佛法
禪法和尚なども堯舜の道を忘るゝ時は天下乱れ
亡ぶべきなり呉子孫孫六韜三略の謀を
以て天下を治むる人あれども是又久しからず
或は暫く治まるとも兵乱止るべし是正道を
以用ひざる故なり今唐土堯舜の道
なきゆへ法の邪法を用ひ天下久しく治
代を子孫に傳ふこと唐土日本共に治る時は久
しく道を失ひ治る時は是百姓疲弊して
百姓疲弊の根なれば国家を治むる事
法侍は君の大命を失ひ国家を治むるこの也日本は
失ひて以来二千年こゝ千年の内のうち五六乱
あり大将軍の政法侍一人もなかりし故国郡を討亡
ぼす時は法侍一人もなかりし故国郡を討亡
ぼす時は武勇ある好きの
人多くなる時は其恨骨髓に徹して折を待て
仇を報ずる事なり故に武勇ある者は常に慎
むべき事なり敬ふべき者は常に慎むべ

昭宗を廃する例有り侍るに自然の為めにときに
一心ふたつ有ると云ふ物なり一類を
捨浮世する人又一命を捨てすりも君一人
のみなる内の者さへ二心なくば何事か
賢ましんや三略に云ふ上の法令英雄の心を
ときて我は安ふ心ひれ我方の善悪を知ぬるの也
我心を知るべきなり人をとて天道恐れ有き方
人安穏の道と云れ言慢の心を或い利欲を
或い酒色と好み或い好色或い田畠を
或い花鳥を愛し毎日の物を奪ひ天下国家の政を失ひ
ては平生なれて亡ぶ事一日も学文を重
人の天下治る法度の政を陳ぶ時は書物を見又
は毎日学文の心を入れ法を書物を
と不ぶ有べし一日も政ふ有ることの時は天命を有て
理をのりて国一方馬兵法弾弦の事に人が歌する
ことも天下を治むるのみ人に長ずる海ふ心を入れ古
の聖人に一義をもつて名を後代に残りて
久しき事を思ひ者也 [illegible] 磨して石の如也

習ふて意箱の四方八面の天地なりて冊朱と
いふよあまてい氏をまらい智恵なし
大臣卿相の中をあらしても氏をまらい智恵なし
とて譬へるなり又て曾山とて不思議なる居
る箱とて人の重人なるとやて天下を治る智恵
の廣大なる重人とて天地をまりて今て
和国を箱の智恵の廣大なる人いなり其箱
の智恵は廣やしい中庸の辯好問て聖人
也心は我廣大なる智恵を以て智恵を以て法人

為き国のまの浅き事なれとも法人の吾
言ふいちはをまれるを箱の廣大なる智恵とて
箱とて国をまの我智恵として天下を治る是聖人の
智恵の廣やなり日本は智恵なくして賊を者多
国なるを秘とす秘は大臣小智恵なき国なる人を指
なりは法者をえしひ法者を恵ひてかなる
も一人くまけ今生法合して智恵の上下なる
してうき事をは面あり
ちこてて辯古のあるを者有てかなて言るやう入

叡慮ハ其人を一人ハ[illegible]書ナリ也て兄其弟ハ強
[illegible]て成智恵ハ[illegible]て用ル事ハ[illegible]ハ君臣
ともに智恵用ひ[illegible]て[illegible]
百倍ありとハ智恵あれハ一人して治む況や日本ハ
小國なれハ安く治むべしハ[illegible]我れ私の智恵を用ひ
[illegible]ハ小なりと治る事も[illegible]也

我意の行ひ國の害悪と知る事

國亂れ天下乱れんとする時ハ我ハ理恵量ハ我ハ大地震大
海の大洪水別て噴火ハ[illegible]ハ[illegible]下ハ[illegible]

事あり天子ハ改元[illegible]て人民の[illegible]天の面
し天下國家ハ亡るとハ天道より生るゝと智恵
時をうれハ[illegible]ハ大臣[illegible]
の[illegible]
民安堵の政を[illegible]
[illegible]時ハ[illegible]
て家民困窮ハ陽ハ天子ハ[illegible]
[illegible]
天子[illegible]日一ハ我天子[illegible]

より学をせんとならば二に学を知るべし三に民の職
を失せば四に家居を食浪にかまへば五に國家をほろぼし
政を聞ずして六に讒言する人を用せずと覚悟すべし若
我に誤あらば我一人をせめ天より罰し下民を安穏
にならしめ給へと祈るは聖人の心天下を為すの人其禍の
未然に大切なる者なり聖人の新積皆此の如く唐土
の智なる國なり老子も道を信じ天理を知る者
儒者を信じ又仏法を信じ護摩を焚き
清をもみを祈る皆世中に為道の為に仕るなり

儒者も又は仏法の本をさとるに書道より往して伊勢
天照大神をば信ずべし則ち天理也依て得たる神なり
今学文して西域なる道を知りたる人をして是を四
書五経通鑑史記漢書などの中の理を見て書きし
今日本に天理を得道しる人なし師匠の去りて不
随て学文をして心あしく成りて人多く之を疑ひ
師匠の如く是何ときに似たるも也師匠と大臣とは掾に
ども天下の大事也古今に源氏伊勢ある也の数を述べ
に立ちしてれども國の為の力に成りぬ中にも中にも

却て五の中三あり小人は遊びのうちにありて
心と動く所なくして三あり道に倚りもして悪しく
下を治ふる術なく天下を乱る事
侍の善悪を知る事
君ふ〻の方と思ひ節ふ〻して一命を可事なり者
折ふ〻ふきくい天下の政の悪をとり明らかに耳ふ
きのふるをいふなり出仕の者はきるとあるべし
ゆゑ〻あるも者也又君の為と申して方と三人と子
着〻編を求て上の再に仕へ心ふ入行と明らと者

もの者方と三人とあるふ者君の心ふ入れよ〻り嘗て君
に悪を諫ふる也忠節をあるのふ者君の悪を正人とする
ふ也君ふ背るあり君美獨分ふ〻あれも二心
なきものも義利と知て仕方と三人と為ふ者君の大す
のなふ時ふ方を三人為て〻ふ者君の大す
て忍んを者てまて先て方と三人と云ひて折と見て
大き成係をするものも明君ふ〻ふ忠臣と侍人
を見知て〻況中者の人〻南中機嫌と為て君の間
好て君のを〻事をとり〻る者賢人とあるひ君の

愚ふ者を用ひて滅る者をあつて我身の亡る事
を知り悪人君の信ふ有時は賢人は退き賢人君
に信ふ有時は悪人退くなり世賢君賢臣あれば必
ずの世愚なる君は忠臣とのひ口ぬるものを真友と思
へる其人の心根を知るなり世悪の人は佞ひ上に信有
臣参るとも不可信大臣参るとも二の心國人参れ信
しそまこと直ふんと信じて信ずるなり大臣参るとも
国人なりふの心其上にそ
直ふなりて悪人なり信ふ信とうてふ人は
悪

参るまとも参るとも信じ政治なる者賢人なれも直
成る斗を言てそなる者有一法とんて悪を正の
定是賢人の人を為ぬ也周の文王武王天下を
有つ時周と西の賢人なる人一其時天下徳位り
なる臣下十人有て其内の婦人は一人有女は有
かりきこの能人と臣下に沿るも九るまも大臣三人
の賢ふ有其人を指ふる君主人の心ふ有一人平き
時は賢人賢人自然ふ出ぬ一人邪なる者ふ小人信
用然ふ進切ふの世賢君と賢臣ふ智あり仁あり

夏年三德を為く辛勤の人し君と臣と私の財室
を好婚に天下の寡人困窮して天道に有き人民の
中まれて其身を亡す財室に失天下をとる財室に名を
失人や名と利と二つのうちいずれか重しとなす古より
定る法也大学曰財聚則民散財散則民聚とあり
太史公曰利に従に飢のそなりと有なり川の通す
地利欲しる故也物十分成時に衰るよの也日月盈
時に欠る春夏秋冬の巡りかわりて常未に花咲
實熟り天地自然の理也故に財宝を集るに仁義有

聖人の治る君子に周急不継富と有此心に万民困窮
を救ふ為にて外に集る財に為て人動て鰥寡孤
獨貧窮の者に恵と為て財を与ふ仁
ていに此恵を施す孟子曰文王政を施仁必先其
四者に施と有先此四者を聖人天下に仁政の第一の
始の為す鰥寡孤獨の四者に恵を施と第一の地道
恵心天道の第一に天下を治る第一の源の為也
なりて此所よんを為て万民を治る先自然の
道理に根源に財と我身の第元に仁ぶ極のし神妙

又に或い創健あって国民をとりふ盛きなれども匡人の
者あって長安陣の時に帝浪米沸るるして軍物
の兵粮をあつるべき仮まるしと知りて事物
人うあは廉勇すも考らふ無しまと知りい未代の
物あれいそもかつき事に当たれの時に先ず浪とも
て当座のんをいうあるしもるるもの也此時の用
かすきるふとを廉ふ此賊寇をかるるるる富貴
賊者ふむるとなるとふ法道をふ法ふをる天理ふ
背の第一也又臣下れ悪をまんとうて先為るるあ

欲ふのき者ふ為ふて百姓をする者に
形欲をすむるとの帝吉ゆて徹ちるおき者治の兵
い私欲のいすりするものとは為者い天下
第一の益なし天下にるる為謀をも為人と
なるし近所は国廉ふ近代文武人とをとれ
をロるるい主欲と為りて人をふ内ふい徹ふの
為ちるるる廉ふ為ふるるを詞ふ求をあ
て平人の為を我ふのふ為ふ君の本心をふ
為ふるのるし近ふ右ふ為ふ人をふ邪

[illegible]婦のきふらんの[illegible]人[illegible]の也功言令
色仁有事辭とて詞を[illegible]ひて君の[illegible]
[illegible]ひて[illegible]る者[illegible]
[illegible]きものと[illegible]大臣[illegible]ふ者あれども近習
[illegible]口の者ふ[illegible]人あまた[illegible]大臣[illegible]り君の[illegible]の
[illegible]き人[illegible]
近習[illegible]人[illegible]
の[illegible]人君の[illegible]天下を[illegible]
諂諛[illegible]剛毅木訥近[illegible]

[illegible]ものとて[illegible]
[illegible]ふ也偽りなく誠なるものを也又直鯁曰て諫を[illegible]て
諫順[illegible]易くして諫を[illegible]
是伍子胥屈原[illegible]
忠臣の[illegible]
[illegible]
三色常[illegible]
國主郡主の[illegible]
國々[illegible]

臣事よりおこると記されたり其の根元を釋しあかし
られたるまことに至て尊き肝要也国主
の忠をあつくする事ハ天子の天道より天下を請て国
しまる也是又万民安穏にして天下ハ治る忠と云
無し其者の徳ある也を知るハ先百姓の有様する
居まし沢に国主のこゝろにして家老臣下に
及ふ国主におこたるをおもひ世中の民子ハ親に孝を
行て夫婦兄弟和合して邪なる路ハ行ず国主
守りて民治りぬると知る也しかれハ国中の人民

也国家おさまるゆへ也て貪狼賊害を断て作りの
栄花を好凡城の為め害を断し大名と賢なるを求り
して上下の政を行する事の道を知る也臣を求
そのハ後にハ子孫まで知る也大臣近臣
賊を云ふの四海に横目を用て三年も五年も
行のハし其国の風俗をとくと見聞して其の御得
賊の一法も二法も其見聞所ハ此にて行ハ
して右の行法のしかハ難題を云聞て心にハしくて
引し両三年も過ぎ取り上げ親戚

にしゆかめをおもふの也。天下の人先祖子孫の名を
失ふ也。天下に大なるものは智恵の眼よりあはれハ
是なり。しかれども道にはなれずして迷ふし。又横目に
誤りて智恵有ものにあらず。之は流れに居りて此悪を
横目ハ善悪をわきまへず、是非をいはしきこの世に善人
を悪しく、いつはり悪人を善人と云也。すなはち善人をも失
ふなり。あはれむべし
　家を継子ハ撰并後見の人智恵ある人を撰す
先祖の名をあらはし子孫の繁昌を天下人の心に

あり。人を上中下の智恵有。上智と云ふハまれなれども大略
中の智恵の者也。中智の者およそ人々程中
上智の人にはおよはず。下智の者也。世を継者ハ庶
子の内にも、其智恵をよく見立て、譲り先知
あはれより億あるを嫌ふ人は律儀にして智恵有
人を正路にして師匠といたし、此の上りやくに正智有
の者をて正道にして、智恵もまさるをよく見ききて
了武勇も之有者なれば別而あいたる者
或は此一国の主ならば古今天下を治め給ふの

善悪とも物の長短を論ずる
の取扱ひ方の異なること馬軍法兵法の法なりと雖
も一義を守り一座に出て雑談あるべきなり
やとのきゝ合ひの時分なりとすれば相撲と云ふ
くに出て勝負すること以異なり所作とふ
者相口とぬとの也諸ふ物ものの人に月又やたすや
高山の百ふ合ふきはをいひ所作とふ者一人お
ぼとなきいとのんふおつき抜ふ法人皆所作とか
らふとの也天下をとるもとも所作と
いふ也

猿楽師町人中代の取
の遊び者近代無のうれ世よりの人なり
んなるとのうと是夜まて其まゝ
元者をいひ君のまゝ人根とゝ
ハ人我利を為やうすのちや上智の人ていつ
安きはんや方の人に推しと上手とふ
て芸をもつてやかりも出ふ初稽こ
後見よりの人の事
法見ふ方かりて出ふ國大名の中とく

撰びて其器量に当る者人なくば不見とぶらはせ
為かくの人のおもんぜざるまゝ有る百姓者ゆゑ度
見とさせもしてしかも大名の中まで性ある者多くば家
なる者は内性ある者ゆゑ一数の能者ゆゑ見えて
ゆゑあるべきはずと定めて一生涯見えまゝのいはる由
うつりて天下四海こぞり誠と成大臣卿相に達及も
ゆゑ時宜にかなふも其時かゝんを為ゆゑ君と一和ふ
てかくるゆゑめてし君と一和ふ手配なき者を撰ぶ
也其撰びは第一津戈第二武芸第三の武事と

其人の知れ有る其人我家に居る以事の人なき所ふ
何ゆゑとすれば何ゆゑ者相口に何ゆゑときて物語
すれば毎日て心を一の日事は内の者し仕宦百姓の
仕宦て見るゆゑし是ゆゑ三実の知人あるゆゑ
ゆゑ見るゆゑ其ふゑんあるゆゑ二年三年
武人相応れ物ゆゑ無芸ゆゑ清ゆゑ
清ゆゑ者あり物ゆゑ利発ゆゑ者あり
物ゆゑ時者あり徒義ゆゑ者あり
義ゆゑして物ゆゑ天下四海を治ゆゑ

義勇者あり強心をもつて力の及ぶ智恵有りと
雖も智恵を用ひず故に智恵有る
人の下に位し人を利するなりおのれ義を主とし無法
きゝてちいさき智恵の有るものをまねび大なる
智恵の有るものをそしりまねび人の上頃をす
ゝめ上の人の本をたゝふるゝ其者為てまねる
ひそれとも事なるふるまひやみ情をかゝして
君の大なるふるまひ二心あるゆゑ忠臣を我
分れ家元をつまれて大島を出て夷人のすをなる

ふるまひ者夷人は一人あるとの地ゆえの人あり
て接目をまてんの根をとゝ為ゆゑ其人を
必ずいふるもんをとゝ出たりけるおのに法度をもつて
智恵の強をとゝ那をもつて仕組を
て下国の一日異人を三て信人を出て西一二
ふたゝ命をけむ者を貴一鼎あるの鼎を釜
三ふ宮の九理弥を的ふ上て四のか百性を撰
育をて一句ふを及をあそれて我身をとゝ
此土を乗廉の国の法度也ゆ日本近代の侍ハ義

理を[illegible]ずして[illegible]
[illegible]
恨[illegible]
是[illegible]人の[illegible]
[illegible]
七年[illegible]
[illegible]
百姓[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
一往二往[illegible]
[illegible]事[illegible]也

百姓の仕置の事

百姓[illegible]天下[illegible]根本也是を治[illegible]法有先其里一
人[illegible]の田地のさのいを[illegible]十年の間作
食[illegible]也其[illegible]貢[illegible]百姓[illegible]財の[illegible]
[illegible]
時[illegible]又九月[illegible]日[illegible]國の内[illegible]

を造営して往還の旅宿きをしつらひ入目に成る
り扶助をこゝに外少なき民をつゝふ為に又田地
少き米をもれ植役をかけて百姓をつゝまし田地
へとり力なく困窮をかこつ事なかれ世界の人
悪しき故ふ国つゝれ民亡び天下国家の費一倍二
倍ふ可しこれ上に民のうゝみ天ふ道にそ深天子一
人の身ふを為り天子ふ百姓を安穏に治る役ふ天道
うゝ定れて有て我身の栄花を面白をつゝまし
為を極めて天道の有き人民ふうゝまれ多ふ少を

身に古の聖人賢人も美味を食ふ上を
同一の物金銀を好まずして有り世も天下の
捉ふ官ハ我身の古ふまのうゝかれ三年き妻を設
ふ三年先祖の切を空しくして祀を第代まをの
を忘れて仏を信じ民を苦しめ栄花をとして国
家を治る則天の道也第人を指育して民君ふ
ひまるの父母のゝ如くは其度ハ賢聖を求し食ふ
十五をこの穀金銀をもて天道ふ有れ
ばそ子孫をのふる也孟子ふ古之人与民偕樂

故能無世有天の理を察し能くよく百姓をして安
かしむるもの皆天の授をまりて生れたる法又
常に軍法よりとりて英雄たるものを民を撫育
し天子の天下を治めんと欲するに君は実に
仁の徳有て此世の政言侍語を用ひ日日に
うれしく我をうやまふ心を用ひ又兼の場をふまず
をうる上まふ敵軍をこびるすると云ひ一編に
きく孟子に此人まうすに義也天子を海のすき法く法
待のあけきをふ知事人誠死ふなをもゆ入られい天道

ならり八基をとりて天罰者を小者ときするれも
天の徳厚きに仍て大悪人は一代まて不ろびの要
ハ子孫ろうる盜人の孫まうる弑逆人をふよあり
第人をうるものを大悪人といふ也孟子曰
暴其民甚則身弑国亡不甚則身危国削者
天地の百ふ人ろの宝ハ一つ又金銀米穀
ろ孔子人ふつまその宝也ものを食ものを
ろうと云ふ人をとるすに人ろ君子ハ敵を
ろうしれ知ふ近代ハ君の一命に背ろ力ふ及び

[illegible]二心あるまじきことなり侍ると仇敵の[illegible]
百姓に妻子をとられかたらひ好むものもなくなり食
弱をうつられのちふしてこの家入女子の切腹をなす
乗ふ買て家をなす国の海より為ふるとしぬるもの也
天道の理あり茶の湯の師匠をなす者を為一代
ふたつふるる除年少なりつ一来たりてみるべき
物也天下北京人の都寺にて日本国中九山川を経
くれ作りて都寺所をなしあ其中の方人を宗人と
言長人くれ仏行あり孫ようまぬりとなりた

らば天下一のもきやなりとて之竟の外なりとて地孔
のうるき三尺有る木をもけつらし茶を以て包根を
ふき金銀をもつ[illegible]内をもなれざる内にかつてまハ
すたく天下の百民を指育すれの外化すれ
天地の間ふせる金銀米銭ハ天地の間の百人を
しるべ内ふ天道ようもつて百人をなかつて
みやもて君の恩ふ知めを一人の業能とすれハ夫
地のおとをぬすむるるて[illegible]也夫をなるとなる
天人や天下をおて国をもつ人のしらやうるる

「生天目天皇の御子なりと人々申しあへり」
亡ることはなしとして我が身の運のつきてこのごろ
ふるまひのあらんずるぞ也天下の万人の嘆かんを君
のなさるべきことにてこれ誠の王道にて万人を
しも一人なりとみれば天罰をそなはるべきなり
ゆるすは智恵深き聖也日本の近喜帝は民をいたはり
こそ夜は衣をぬきまひて苦を民と同じうす此
心を以民をまもるゆゑ代々の帝王繁栄なり
しかも後白川法皇智恵なくして天下を失ふ

難事しらざる向きは漢土の秦の始皇は武勇
と志の大なると臣下のいさめを聞かざるゆゑ
ふ行ありしかども此也上天道を知りて仁道を不
用第人なり也あれども四百年ばかりして天下をおさ
めと唐の太宗は太宗皇帝は仁義の行を以て万民
安穏なる治して古の聖人の如くなる武勇の
威勢つよき故ふ下なる者かつて法を破りまも
君の背きあるべからざる者なり天下太平にして
ゆゑ世を治るは先武威をたいらげ

異國之ゝ民を治ること自ら明らかなる事なり
とゝまれる所也故に文武の事の為稱
のみ一もかけてハ治しがたし漢の世
唐の世も平ぶすれとも天下を治ること
の理をしらざる為の行ひ也ゆへに今我国
ふ止ぬるゆへ是謀なき天下を治るものなり
異國宋の世となりて天道の理を知る者ありて天
下一揆席の今我をすまして我為を忘れて百民
を安穏に治んと思ふ我ゆへに天道ふるひ小
勢を以て大勢ふたゝび又國をふるの因て天下をしたゝ
めふ也是皆天道と知て天下を治ること天
道を知ずして移勢ふるわれ我こゝ日本民と
なるものゝ亡ものゝ亡ものゝ也大身小為ふすれ
ば国古日有也

異國と日本と事付諸家之事

唐の治ること亡ものゝ也堯舜禹湯文武王國を
なすハ天道を知れる人ゆへ民を居ること
かなて天下の万人を安穏に治る時百年八百年

天下ハ乱て後周の世ハ力尽て秦ハ久敷
成極ては智恵ふかきものも天道の理を
しらず仁義の行をふみ方合ハ狼戻ハ
ふるをみるき事人のてをふるしてハ又の
しものを一代二代すて亡して秦漢の世ハ又学文
ハ多くも道をもしらずあしひあ〳〵敷ありてよ
君ハ随ひ内ハ無虎狼野干ハ志をもくむ是亡人世
ハ道を以て天下をおさめ敬ありてのちの世
の時を治ふ文武の二つをもつて有て治世を

治まてハ仁義をふみ道をすまして宋の世の三百
ハ治ることハ元朝大明ハ皆天道の理をふまして天下
を治るハ四代ハ天下長久なり世代を以て治ること
ハ天子一人臣君子ハ臣の謀をもつて天理
成ることハ宋の世ハ元朝ハ元ハ元朝ハ
大明ハ唐人の物ハ日本ハ
日本の昔ハ神武天皇ハ天照大神の
授を請て政を以て治ハ民
成安穏ハ代々孫ハ継て天下泰

平也赤の母となりて源朝臣天下を集めたるは仁
義を以て万民を治めたるにはあらで内心に強ふる所を
我為にして万民を苦しめ天理を背き人倫を乱
剛を以て是又新参に対ふ者多し寵臣に媚ふ者多
て万物を天下を奪ひ北条氏天下を奪ひて春日
時政と云者少し道の心を知りて我為欲とつまれて
万民の為ぶんを忘れて民苦ふ九代長任分を以て治
り相撲する時人を一人も選ぶ事なく民安堵
の道をなすまして先祖の功をもつて一朝よりたびう

中ごろ氏天下を取て二代治りて初乱世乱不正
三代まで西川常久と云者武道の心を以て天下の
為君の為ぶんをなしたる御年常久一代の法度を
以て十四代治る諸天下の理を以て治る所又妻子
の理を背て治るとの一代の間七年間三好松永
長大閑なる人武勇に長たる大将也世界
にて万源を長久なる君臣共に長たる事
家の忘手理出仕のもてきの招て形勢なる流儀
きの免儒と云る免て万民と云て免て矢道不肖

諸法皆一代すてゝ亡しすてゝ天道の理に順ふ知れい天
下を治る業に学ぶべきなり聖人も人なり凡人も人なり
言ふかゝ稱し法師の教ふかゝ皆天竺国に異
也まり釋迦佛と云ふ天竺の人の心をふ
をかゝ法をして国治し教迦佛上れ方をのまして
事をとゝまてだんとゝもんといふ山に入れ天竺の仏法
をとゝまして国を治る方便り極楽地獄とゝふをも
かりをきて世を安くしたまふ極楽世界はそれ有り
かゝるは地獄の有るを教ふ誠の極楽地獄をそ世

界の外に有るをこゝに此世を治る為のをしへる也
の心に諸法の理をしるべし是則極楽也
我を今世に過ぎ人に誠の地獄極楽をしへて
此世に有り九宿後生に出る必道を修する人
出る必道を修する大なる也佛の本人に非
ずと云寺をこゝに神佛をいはゝ有る消て
善を為ると云て財宝を誠して財宝を
失ふ大なる也民をこゝろめて富寺
祈神の信仰かゝる所に於て国土の内を安

經文を作りなしてあそびなれ其まゝは天照と納
受て道とし我利口者とせん為にて異計あるべし然れ
ば道ともかゝる人々名付て神といひ佛といひ道
此外神といふ万民安穏すみ其人民を
くるしめて言葉に金銀をとらせんやう
なることも無て異計ありけり佛神の名付けり一つの
られ無世の事なれいのりして其の誠のみ神の道
説にかなふぶなり今時の出家神主まで其天理の佛
心神道をとハいへれ私のれくへ身為と成の様にぞなし

なくなるにしられて其人本心をわすれの事也又達磨
といふ人中古に出て心をなし佛となし神となし天道
となし死して後ハ焼ハ灰埋めハ土地のかへ日々出生
するものといふすれハ死ての後を言ひし獨来て獨去
ものとも云中に此我人ハ土神のある百年人のえの
土神の時ハ到空なりといふ極まりし教え
なり梁の武帝と云人達磨を信して当国の道
のぞれて思ひ載死して日本にきた地信にて
特の祠として上れとも極るハ心なし一代も其嵩もたと

[illegible]ても或長老に何歳なるまで何を佛と
礼し給ふと問へば今日此山の多くの僧も
と言ふ言ふれば只日本の国賊出来あるべき
に何を佛と礼し給ふと言へば今眼をけす
て世間に何ときまるまで一念のんを動かせる
有たく給ふと言ふ滅のんといふまの色も利も
なく人間の人々眼をふれぬ如れ眼ふ有
ふ[illegible]見ず西五[illegible]有ふ
小行ふ又四書を[illegible]み儒者と言人の[illegible]

人の信仰ふ〳〵日本は絶て[illegible]文字但[illegible]
[illegible]勇[illegible]文祖法と一ふ[illegible]也世数[illegible]今儒者
の形跡[illegible]れい人の乳[illegible]入れ[illegible]
[illegible]おのれ[illegible]とする[illegible]学問[illegible]故ふ世
学の人[illegible]ふ根[illegible]功言合色[illegible]
いふ[illegible]人を[illegible]大名[illegible]章句[illegible]
[illegible]者の形[illegible]
[illegible]
[illegible]

異国賊の徒上なりて人君を
竟弟の身なりて天下の万民を
うばひ取りて君といはれめいまだ
と請ども其所の居ぬるの也仏法渡りて代の傳
者人招きこなりて国うしなひ奪羅の位の姫と
なりて天下に乱の本となるのみ也其いはれ
とは釈迦の法も訪るべし理なれども此の事実
し金剛経白紙寂滅と説切如夢幻泡影如
露亦如電なと説新たに滅と説更に後何もき

物と変ずるの祈祷祭祀ぬめ数々に傷者の道の大
事と云へし祈祷と云事一也我が行業なり
多き物と者ずる也法人のまことふ也也と
ていと也と北天人医師法華経の西の
唐医もふ学ばれ経も弟を呑せ孔子ま
き病人ともしらも是菜の薬は不学医
の云ふなり我も乗共仏ともしらもまた
しらもれと上代末代ともに人ふ学し我身
日本の上代と上千年ばかり天下泰平なり

[illegible]年に一代二代にて[illegible]事にいたるべきおもしろ
ふ立まじ[illegible]けんとて[illegible]入て日本の[illegible]ふ
道と云理をとへば一毛程の隔とふ[illegible]
本の[illegible]よい千里一万里十万里[illegible]海二千年[illegible]
方立まじ[illegible]唐[illegible]
知りて道を[illegible]天[illegible]の理あきらかなる也[illegible]
[illegible]の法法のおのく心[illegible]きものをとまは天[illegible]
[illegible]の[illegible]也[illegible]
君ふ忠[illegible]

[illegible]君也[illegible]
ふ[illegible]今日本の人[illegible]
[illegible]天下[illegible]人道を[illegible]上一人[illegible]
人道ふ[illegible]也[illegible]天下の[illegible]理[illegible]
[illegible]君[illegible]
礼智信[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

孝の道ハおしまず恩愛の皆かく是非理にかけ
ます人と言ハ唐土にも臣伽あり、右の臣もあしんにも又君
ハ臣下の忠不忠ニ因て賞罰アリ是則君の習
ひ行ずまやみ子ハ親ニ孝り父母ニ仕テ七ミ王にも能ふ
さだまる大事ニ悪しきにもはれハ孝ニ
かくしん犬馬にも其心也我身ハ則親の体をうけて
うけぬれハ親ゆへにまつ事や親ハ子を何よりも益世
のんとおもふ也害しき育よ又夫婦の道ハ天地の如し
天と地也和合して万物生ずる也故ニ女ハ夫を天
のごとく、いやしき夫ハ女をとふらふあはれミ根なきやうに
和合ある是ハ家内和合して其風俗天下ニ広まり
夫婦の道又肝要也執しも年老てハ気力も
おとろへぬれハ内証よりたすけあふハ肝要の事
まあるまじきものや女ハ其ものの気質に随ふよし大き
男の妻子邪欲ニなし遠き所へも行てかりそめなき
必女の言事ニ悉ク多思ふべからず不可用中も明かに
何となれハ我身の善悪をかんがみずして故ニ信を害
あとより又兄ハ弟を先とし弟ハ兄を敬ふ事ハ偽

有徳者すなはち敬の工夫を五倫と云也此五
つの中ふかくとまるは所要の極也ふかくとまる
ことを也五常は事ふかくとまるの工夫の極也此
五つの理を能明らかにすを聖人と云也聖人
道を讀佛を祈神を祭る者は此五つの道
を能明らかにして天道を行ふの工夫を学ぶ者と云
五の理ふかく慎む者は天道ふかく人の我心に到る
のみと一つ也聖人百に生れまれ人ばかりなり
海内に有共人心を聖人心と天心の名

惡を除き善を人心と云ふ私の心也此人心を
きはめ天の心を天心と云ふ人心は人心ばかり
之を一念と云ふ一念を通して道ふかく一念を
基として天ふ通して天道ふ有也されば大學曰君子慎
其獨者力きわめる也大中庸曰道也者不可須臾
離可離非道是故君子戒慎乎其所不睹恐
懼乎其所不聞莫見乎隱莫顯乎微故君子慎
其獨也とあるまきる也獨とは人に知る我獨
一念と一念のもとを慎也形欲の形なる也は天理

小はなれて恭しく君の一念の天事を思ひ心也之一念
小五世なれば天先祖と知る天知れば地知れば
知る天地人は三才君臣父子自然より得る
君の一念を天地人して天下の人の親の理也妙也
乃智恵の本源なり此春の道と行ひて
其外は出世の元の天に向て其子孫と守る信
子孫を久世是を神道と云の仁を面むきて
小行し心勇んあるは出世すて方の古へ神代此
悪心天地の百怪世小沉溺して天小不敬為作るもの
よの富貴なり故小五の仁と行ふ人倫大
なり又先祖の心天地に向て慶して天と立て
子孫を手ゆる先祖の親を別るを大事なる也若
仏を祭小神なれとけんや先祖の心天と方て我心
小自て善悪の根を一念を動く理也出度節義
まの一生しかるきふらつて大節目を
以て人小信授して是仏法なれ人を教ふ
と儒教小心方地を之ものいうら也者小之
仏法小教へ一番ふ国で今生涯は好のかること

我前ニ言ヘル如ク天下ノ久シク治マリ河海ノ
ヤウニ一代二代ニテ習ハシ河海ノ如クニ
ニ業シテ道ヲ行フ人ハ道同身其上自然ニ
道ニ入リ変ニ応ジテハ天下ノ万人ハ
乃チ入天道ニ皆ヤ沐浴シ唐土平
ケクシテ万物ハ不自ラ置ノ事ハ国ヲ治メ
ヤウニ見ル人似ヲ為ヲ治ムルトシテ国ノ為
ニ治ムルトシテ言ヒ曰我ハ無キ事ヲ
人ノ為ニ為ヲ治ムル骨髄ヲ徹シ人ノ為知

而シテ聖人天ニ固セハ其ノ源ヲ治シ置ノ事ヲ
其門ニ出入セシ天ノ徳ハ如ク無シ此天理ニ
ヲ元ヲ治ムル様ニ事ヲ治メ上ハ天
子下ハ国司郡司其下ニ至テ民ニ至テ
ヲ治ムルノ原ヲ治ムル様ニ
ヲ大人ハ以テ都鄙ヲ治ムル
一代二代ノ為ニ為ヲ治ムル時ハ
世ヲ治ムルノ日ニ元ハ先ヲ義ハ方ヲ定
先ヲ行ヒ恩ヲ思ヒ限ヲ二ツ

かきまかぬ定てゐるかゆかき事也我日本の[illegible]
君を尊む例すするの例ぬかなるを識るひ仁[illegible]
道ありかものむきと知れよ師道あしまたは渡して[illegible]我
も人許をお用まうり道をしやうも師道の[illegible]
かりしん分不肖の也我ととも文字[illegible]弁説
能とみて字面の論に人を能する事ゆ我家にあり
凡家古の易の天理の序を知らふには一[illegible]也さて
今世母の人も十に[illegible]至る主君の恩まても[illegible]の情
何も云くして主君[illegible]親[illegible]我[illegible]

云ふ事は[illegible]も面目人としても内心は[illegible]
も知られ[illegible]の身し父母を欲[illegible]仁義の[illegible]
忘れては不孝母し主の恩を忘れて国[illegible]
我にハ親に不孝と知し[illegible]足り肖[illegible]道也
道に背く悪人あしハ智[illegible]
てかされし[illegible]文書[illegible]
も悪人に[illegible]
云ふの世の君天[illegible]の理を[illegible]我身の[illegible]
を忘れて天下国家の為に仁[illegible]仁書

の三徳をかゝゝて天下を治めゝ[illegible]百歳を保
永く[illegible]
右七ヶ條の御[illegible]要ハ君一人[illegible]利欲[illegible]
[illegible]人の困[illegible]
[illegible]人の恨天下通[illegible]
の祈をかゝれて天理の[illegible]
[illegible]人要[illegible]時ハ其法天ふ通[illegible]
長久なり唐人ハ異國の[illegible]天道の理を暴
[illegible]故実の人ハ日本神代より来[illegible]

[illegible]年間[illegible]侍し[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]書[illegible]上[illegible]

于時慶長十七壬子歟　　白信判

此一冊之跡書也其方[illegible]
[illegible]

文化十二年乙亥秋九月十五日寫畢

童子殿年

平丹寛翁

文政

一冊
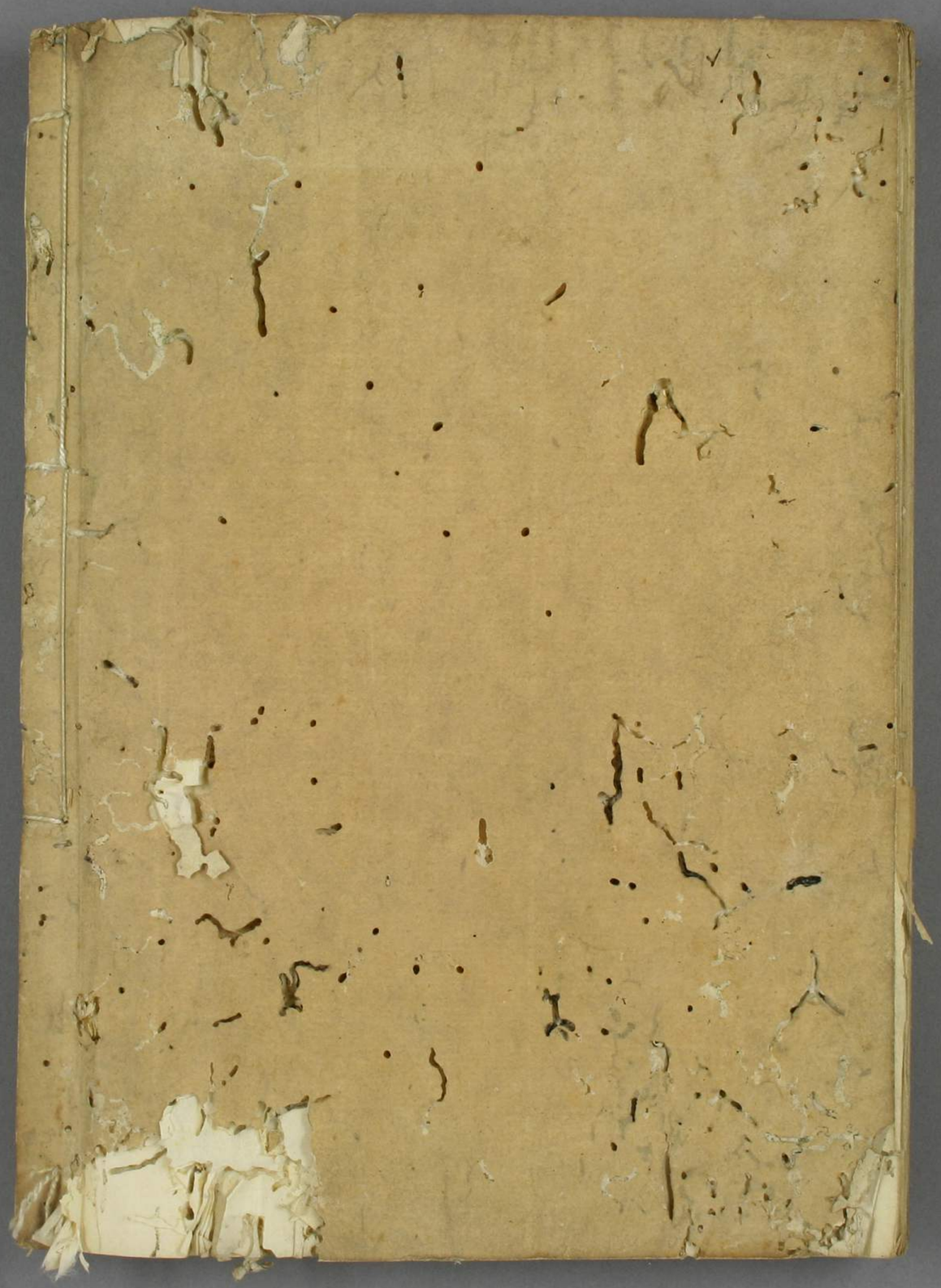
吉仙